

府中市子ども発達支援センター「はばたき」の開設について

1 趣旨

発達又は学校生活等における課題を抱える子ども及びその家族に対し、福祉と教育の連携による一体的かつ切れ目のない支援を行うことにより、子どもの健やかな成長を図るため、府中市子ども発達支援センター「はばたき」（以下、「はばたき」という。）を開設するものです。

2 所在地

府中市矢崎町1丁目12番地

3 事業

はばたきでは、児童福祉法に規定する児童発達支援センターとしての事業を実施するものとともに、現在、教育センターで実施している教育相談及び就学相談をはばたきへ事業移管します。

(1) 相談支援

ア 総合相談

はばたきにおける市民や関係機関からの各種相談・問合せに関するワンストップ窓口を担い、必要に応じ、次に掲げる各種相談業務等との連携による支援を行います。

イ 発達相談

発達に関する相談に対応し、子どもの成長や環境に合わせた支援の見立てを行います。

ウ 指定障害児・指定特定相談

障害児通所支援や障害福祉サービスの利用計画作成等に係る支援を行います。

エ 教育相談

学校生活等に関する相談に対応します。

オ 就学相談

発育等で心配事のある子どもの就学に関する相談に対応します。

(2) 療育支援

ア 児童発達支援 **(すてっぷ)**

未就学児に対し、通園形式による療育支援を行います。

イ グループ・個別支援

並行通所による集団または個別での療育支援を行います。

※学齢児は個別支援のみ

ウ 保育所等訪問支援

保護者からの依頼に基づき、子どもの所属先へ訪問し支援を行います。

(3) 地域支援

ア 関係機関巡回相談

保育所や幼稚園、学童からの依頼に基づき、専門職が各施設を訪問し、職員に対し助言を行います。

イ 研修・勉強会ほか

保護者および関係機関を対象に行います。

4 開館日時

(1) 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで(水曜日は午後7時まで)

(2) 第2・第4土曜日の午前9時から正午まで

※水曜日の午後5時から午後7時及び第2・第4土曜日については総合相談及び教育相談のみ実施します。

5 休館日

はばたきの休館日は、次のとおりです。

(1) 日曜日及び第1・3・5土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

6 利用対象者

センターを利用することができる者は、主に市内に住所を有する子ども及びその家族とします。

7 供用開始時期

令和6年4月1日(月)

8 その他

(1) 愛称について

愛称については、公募を行ったところ249件の応募があり、その中から、「センターを利用する子どもたちが、利用するなかで前進し未来に向かって羽ばたいてほしい」という思いが込められた「はばたき」に決定しました。